

1 (一般廃棄物最終処分場または管理型最終処分場設置者)

令和元年

事業者名	株式会社 サンケー興業
最終処分所在地	北広島市大曲775番地2
記入者	宮ヶ丁芳則
連絡先	011-888-0088

1 地下水等検査項目

単位:mg/で記載すること(ダイオキシン類はpg/)

	1回目		2回目	
	上流	下流		
採水日	令和元年 6月25日	令和元年 6月25日		
カドミウム	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満		
全シアン	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満		
鉛	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
六価クロム	0.04mg/L未満	0.04mg/L未満		
砒素	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
総水銀	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満		
アルキル水銀	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満		
ホリ塩化ビフェニル	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満		
トリクロロエチレン	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
テトラクロロエチレン	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
ジクロロメタン	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満		
四塩化炭素	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満		
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L未満	0.0004mg/L未満		
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満		
1,1,1-トリクロロエタン	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満		
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/L未満	0.0006mg/L未満		
1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満		
チウラム	0.0006mg/L未満	0.0006mg/L未満		
シマジン	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満		
チオベンカルブ	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満		
ベンゼン	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
セレン	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
1,4-ジオキサン	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満		
塩化ビニルモノマー	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満		

2 電気伝導率又は塩化物イオン

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
採水日(上流)	平成31年1月25日	平成31年2月25日	平成31年3月25日	平成31年4月25日	令和元年5月24日	令和元年6月25日
電気伝導率(EC)	37.8ms/m	37.0ms/m	46.0ms/m	37.6ms/m	39.7ms/m	40.4ms/m
塩素イオン(Cl)	41.0mg/L	39.0mg/L	39.0mg/L	36.0mg/L	37.0mg/L	32.0mg/L
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
採水日(下流)	平成31年1月25日	平成31年2月25日	平成31年3月25日	平成31年4月25日	令和元年5月24日	令和元年6月25日
電気伝導率(EC)	39.8ms/m	33.9ms/m	38.0ms/m	36.6ms/m	36.2ms/m	41.4ms/m
塩素イオン(Cl)	19.0mg/L	23.0mg/L	19.0mg/L	19.0mg/L	22.0mg/L	11.0mg/L
	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目
採水日(上流)	令和元年 月 日	令和元年 月 日	令和元年 月 日	令和元年 月 日	令和元年 月 日	令和元年 月 日
電気伝導率(EC)	ms/m	ms/m	ms/m	ms/m	ms/m	ms/m
塩素イオン(Cl)	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目
採水日(下流)	令和元年 月 日	令和元年 月 日	令和元年 月 日	令和元年 月 日	令和元年 月 日	令和元年 月 日
電気伝導率(EC)	ms/m	ms/m	ms/m	ms/m	ms/m	ms/m
塩素イオン(Cl)	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L

単位:電気伝導率は $\mu\text{s}/\text{m}^2$ 、塩化物イオンはmg/で記載すること

令和元年 3 排水基準等項目(1)

	1回目		1回目	
採水日	令和元年 6月25日	採水日	令和元年 6月25日	
アルキル水銀	0.0005mg/L未満	チウラム	0.0006mg/L未満	
総水銀	0.0005mg/L未満	シマジン	0.0003mg/L未満	
カドミウム	0.003mg/L未満	チオベンカルブ	0.002mg/L未満	
鉛	0.001mg/L未満	ベンゼン	0.001mg/L未満	
有機燐化合物	0.1mg/L未満	セレン	0.001mg/L未満	
六価クロム	0.04mg/L未満	ホウ素	0.1mg/L	
砒素	0.001mg/L	フッ素	0.12mg/L	
全シアン	0.1mg/L未満	アンモニア、亜硝酸、硝酸	6.4mg/L	
ホリ塩化ビフェニル	0.0005mg/L未満	鉱油類	1mg/L未満	
トリクロエチレン	0.001mg/L未満	動植物油類	1mg/L未満	
テトラクロエチレン	0.001mg/L未満	フェノール類	0.1mg/L未満	
ジクロロメタン	0.002mg/L未満	銅	0.01mg/L未満	
四塩化炭素	0.0002mg/L未満	亜鉛	0.01mg/L未満	
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L未満	溶解性鉄	0.05mg/L未満	
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L未満	溶解性マンガン	0.01mg/L未満	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L未満	全クロム	0.05mg/L未満	
1,1,1-トリクロエタン	0.01mg/L未満	大腸菌群数	0 個/m <sup>3</sup>	
1,1,2-トリクロエタン	0.0006mg/L未満	燐	0.06mg/L未満	
1,3-ジクロロプロパン	0.0002mg/L未満	ダイオキシン類	0.00013pg-TEQ/L	

単位:mg/で記載すること(ダイオキシン類はpg/、大腸菌群数は個/m<sup>3</sup>)

3 排水基準等項目(2)

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
採水日	平成31年 月 日	平成31年 月 日	平成31年 月 日	平成31年4月25日	令和元年 5月24日	令和元年 6月25日
水素イオン濃度PH	1月から3月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			7.8(18℃)	7.8(21℃)	8.0(18℃)
BOD	1月から4月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			0.8mg/L	0.8mg/L	0.5未満mg/L
COD	1月から5月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			1.5mg/L	2.5mg/L	5.1mg/L
浮遊物質(SS)	1月から6月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			1未満mg/L	1未満mg/L	1未満mg/L
全窒素(T-N)	1月から7月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			2.0mg/L	4.0mg/L	6.5mg/L
	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目
採水日	令和元年 月 日	令和元年 月 日	令和元年 月 日	令和元年 月 日	令和元年 月 日	令和元年 月 日
水素イオン濃度PH	( °C)	( °C)	( °C)	( °C)	( °C)	( °C)
BOD	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
COD	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
浮遊物質(SS)	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
全窒素(T-N)	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L

BOD:生物学的酸素要求量、COD:科学的酸素要求量。単位水素イオン濃度以外はmg/で記載すること

4 分析しなかった項目及び理由

地下水等の汚染が生ずるおそれがないなどで測定を省略した場合の理由。または、測定を行わない理由。

※ 測定項目3の排水基準等項目(2)につきましては、平成30年1月から3月までの期間と令和元年12の期間は水処理施設停止中の為に測定できませんでした。

複数の最終処分場をお持ちの場合や測定回数が多く欄が不足する場合は、用紙をコピーして使用して下さい。

株式会社 サンケー興業 殿

株式会社 サンケー興業  
北広島最終処分場

水質分析・ダイオキシン類分析

報 告 書

令和元年6月

株式会社 環境リサーチ

株式会社 サンケー興業 殿

地下水・処理水 水質分析

報 告 書

株式会社 環境リサーチ

# 計 量 証 明 書

整理番号	部数	page
KW-19 0770	01	1 / 3

令和 元年 7 月 17 日



計量証明事業所  
北海道知事登録第 6 1 0 号

株式会社 サンケー興業 殿

株式会社 環境リサーチ

〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条9丁目1番1号

TEL (011) 837-8780 (代)

環境計量士 川 村 尚

計量士登録番号 第 2 1 4 5 号

令和 元年 6 月 25 日 付 採取の試料について下記の通り証明します。

試料名 : 北広島最終処分場 地下水

採取地点	上 流				
採取日時	令和元年6月25日 9:05				
天 候	晴れ	気 温	19.0 °C	水 温	12.8 °C
外 観	濁り無し	臭気の有無	無し		
採 水 者	(株) 環境リサーチ 田 巻				
分 析 項 目	単 位	分 析 結 果	分 析 方 法	備 考	
				定量下限値	基準値
塩素イオン (Cl <sup>-</sup> )	mg/L	32	下水試験法(2012) 第2編第1章第31節, 1(1)	1	
*電気伝導率 (EC)	mS/m	40.4	JIS K 0102-13	—	
以下余白					
その他 ※ 電気伝導率は計量法第 1 0 7 条の対象外項目					

# 計 量 証 明 書

整理番号	部数	page
KW-19 0770	01	2 / 3

令和 元年 7 月 17 日



計量証明事業所  
北海道知事登録第610号

株式会社 サンケー興業 殿

株式会社 環境リサーチ

〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条9丁目1番1号

TEL (011) 837-8780 (代)

環境計量士 川 村 尚

計量士登録番号 第2145号

令和 元年 6 月 25 日 付 採取の試料について下記の通り証明します。

試料名 : 北広島最終処分場 地下水 (上流)

分析項目	単位	分析結果	分析方法	備考	
				定量下限値	基準値
カドミウム (Cd)	mg/L	0.0003未満	JIS K 0102-55.3	0.0003	0.003
全シアン (CN)	mg/L	0.1未満	JIS K 0102-38.1.2 JIS K 0102-38.3	0.1	検出されないこと
鉛 (Pb)	mg/L	0.001未満	JIS K 0102-54.3	0.001	0.01
六価クロム (Cr <sup>6+</sup> )	mg/L	0.04未満	JIS K 0102-65.2.1	0.04	0.05
砒素 (As)	mg/L	0.001未満	JIS K 0102-61.2	0.001	0.01
総水銀 (T-Hg)	mg/L	0.0005未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表1	0.0005	0.0005
アルキル水銀 (R-Hg)	mg/L	0.0005未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表2	0.0005	検出されないこと
ホリ塩化ヒフェニル (PCB)	mg/L	0.0005未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表3	0.0005	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	JIS K 0125-5.1	0.001	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	JIS K 0125-5.1	0.001	0.01
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	JIS K 0125-5.1	0.002	0.02
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	JIS K 0125-5.1	0.0002	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	JIS K 0125-5.1	0.0004	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	JIS K 0125-5.1	0.002	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	JIS K 0125-5.1	0.004	0.04

その他

基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準

# 計 量 証 明 書



整理番号	部数	page
KW-19 0770	01	3 / 3

令和 元年 7 月 17 日



計量証明事業所  
北海道知事登録第610号

株式会社 サンケー興業 殿

株式会社 環境リサーチ  
〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条9丁目1番1号  
TEL (011) 837-8780 (代)

環境計量士 川 村 尚

計量士登録番号 第2145号



令和 元年 6 月 25 日 付 採取の試料について下記の通り証明します。

試料名 : 北広島最終処分場 地下水 (上流)

分析項目	単位	分析結果	分析方法	備考	
				定量下限値	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.01未満	JIS K 0125-5.1	0.01	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	JIS K 0125-5.1	0.0006	0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満	JIS K 0125-5.1	0.0002	0.002
チウラム	mg/L	0.0006未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表4	0.0006	0.006
シマジン	mg/L	0.0003未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表5(第1)	0.0003	0.003
チオベンカルブ	mg/L	0.002未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表5(第1)	0.002	0.02
ベンゼン	mg/L	0.001未満	JIS K 0125-5.1	0.001	0.01
セレン (Se)	mg/L	0.001未満	JIS K 0102-67.2	0.001	0.01
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表7(第2)	0.005	0.05
クロロエチレン	mg/L	0.0002未満	平成9年環境庁告示 第10号付表(第1)	0.0002	0.002
以下余白					

その他

基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準

# 計 量 証 明 書

整理番号 KW-19 0771	部数 01	page 1 / 3
--------------------	----------	---------------

令和 元年 7 月 17 日



計量証明事業所  
北海道知事登録第610号

株式会社 サンケー興業 殿

株式会社 環境リサーチ

〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条9丁目1番1号

TEL (011) 837-8780 (代)

環境計量士 川 村 尚

計量士登録番号 第2145号



令和 元年 6 月 25 日 付 採取の試料について下記の通り証明します。

試料名 : 北広島最終処分場 地下水

採取地点	下 流				
採取日時	令和元年6月25日 9:30				
天 候	晴れ	気 温	19.0 °C	水 温	10.6 °C
外 観	若干濁り有り	臭気の有無	無し		
採 水 者	(株) 環境リサーチ 田 巻				
分 析 項 目	単 位	分 析 結 果	分 析 方 法	備 考	
				定量下限値	基準値
塩素イオン (Cl <sup>-</sup> )	mg/L	11	下水試験法(2012) 第2編第1章第31節, 1(1)	1	
*電気伝導率 (EC)	mS/m	41.4	JIS K 0102-13	—	
以 下 余 白					

その他

※ 電気伝導率は計量法第107条の対象外項目



# 計 量 証 明 書



整理番号	部数	page
KW-19 0771	01	2 / 3

令和 元年 7 月 17 日



計量証明事業所  
北海道知事登録第610号

株式会社 サンケー興業 殿

株式会社 環境リサーチ

〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条9丁目1番1号

TEL (011) 837-8780 (代)

環境計量士 川 村 尚



計量士登録番号 第2145号

令和 元年 6 月 25 日 付 採取の試料について下記の通り証明します。

試料名 : 北広島最終処分場 地下水 (下流)

採取地点	下 流				
	採取日時	令和元年6月25日 9:30			
天 候	晴れ	気 温	19.0 °C	水 温	10.6 °C
外 観	若干濁り有り	臭気の有無	無し		
採 水 者	(株) 環境リサーチ 田 巻				
分析項目	単位	分析結果	分析 方法	備 考	
				定量下限値	基準値
カドミウム (Cd)	mg/L	0.0003未満	JIS K 0102-55.3	0.0003	0.003
全 シ ア ン (CN)	mg/L	0.1未満	JIS K 0102-38.1.2 JIS K 0102-38.3	0.1	検出され ないこと
鉛 (Pb)	mg/L	0.001未満	JIS K 0102-54.3	0.001	0.01
六 価 ク ロ ム (Cr <sup>6+</sup> )	mg/L	0.04未満	JIS K 0102-65.2.1	0.04	0.05
砒 素 (As)	mg/L	0.001未満	JIS K 0102-61.2	0.001	0.01
総 水 銀 (THg)	mg/L	0.0005未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表1	0.0005	0.0005
アルキル水銀 (RHg)	mg/L	0.0005未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表2	0.0005	検出され ないこと
ホ <sup>リ</sup> 塩化ヒ <sup>フェ</sup> ニル (PCB)	mg/L	0.0005未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表3	0.0005	検出され ないこと
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	JIS K 0125-5.1	0.001	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	JIS K 0125-5.1	0.001	0.01
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	JIS K 0125-5.1	0.002	0.02
四 塩 化 炭 素	mg/L	0.0002未満	JIS K 0125-5.1	0.0002	0.002
1,2-ジ <sup>ク</sup> クロエタン	mg/L	0.0004未満	JIS K 0125-5.1	0.0004	0.004
1,1-ジ <sup>ク</sup> クロエチレン	mg/L	0.002未満	JIS K 0125-5.1	0.002	0.1
1,2-ジ <sup>ク</sup> クロエチレン	mg/L	0.004未満	JIS K 0125-5.1	0.004	0.04

その他

基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準

# 計 量 証 明 書

整理番号	部数	page
KW-19 0771	01	3 / 3

令和 元年 7 月 17 日



計量証明事業所  
北海道知事登録第610号

株式会社 サンケー興業 殿

株式会社 環境リサーチ

〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条9丁目1番1号

TEL (011) 837-8780 (代)

環境計量士 川 村 尚

計量士登録番号 第2145号



令和 元年 6 月 25 日 付 採取の試料について下記の通り証明します。

試料名 : 北広島最終処分場 地下水 (下流)

分析項目	単位	分析結果	分析方法	備考	
				定量下限値	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.01未満	JIS K 0125-5.1	0.01	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	JIS K 0125-5.1	0.0006	0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満	JIS K 0125-5.1	0.0002	0.002
チウラム	mg/L	0.0006未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表4	0.0006	0.006
シマジン	mg/L	0.0003未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表5(第1)	0.0003	0.003
チオベンカルブ	mg/L	0.002未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表5(第1)	0.002	0.02
ベンゼン	mg/L	0.001未満	JIS K 0125-5.1	0.001	0.01
セレン (Se)	mg/L	0.001未満	JIS K 0102-67.2	0.001	0.01
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表7(第2)	0.005	0.05
クロロエチレン	mg/L	0.0002未満	平成9年環境庁告示 第10号付表(第1)	0.0002	0.002
以下余白					

その他

基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準

# 計 量 証 明 書

整理番号	部数	page
KW-19 0772	01	1 / 3

令和 元年 7 月 17 日



計量証明事業所  
北海道知事登録第610号

株式会社 サンケー興業 殿

株式会社 環境リサーチ

〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条9丁目1番1号

TEL (011) 837-8780 (代)

環境計量士 川 村 尚

計量士登録番号 第2145号

令和 元年 6 月 25 日 付 採取の試料について下記の通り証明します。

試料名 : 北広島最終処分場 処理水

採 取 地 点	排 出 口				
	採 取 日 時	令和元年6月25日 10:00			
天 候	晴 れ	気 温	19.0 °C	水 温	12.8 °C
外 観	濁り無し	臭気の有無	無し		
採 水 者	(株) 環境リサーチ 田 巻				
分 析 項 目	単 位	分 析 結 果	分 析 方 法	備 考	
				定量下限値	基準値
水素イオン濃度 (水素指数) pH	-	8.0 (18 °C)	JIS K 0102-12.1	-	5.8 ~ 8.6
浮遊物質 (SS)	mg/L	1未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表9	1	60
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	mg/L	0.5未満	JIS K 0102-21 JIS K 0102-32.3	0.5	60
化学的酸素要求量 (COD <sub>Mn</sub> )	mg/L	5.1	JIS K 0102-17	0.5	90
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (動植物油)	mg/L	1未満	昭和49年環境庁告示 第64号付表4	1	30
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (鉱物油)	mg/L	1未満	JIS K 0102付属書1 (参考) 補足II	1	5
フェノール類	mg/L	0.1未満	JIS K 0102-28.1	0.1	5
銅 (Cu)	mg/L	0.01未満	JIS K 0102-52.4	0.01	3
亜鉛 (Zn)	mg/L	0.01未満	JIS K 0102-53.3	0.01	2
溶解性鉄 (S-Fe)	mg/L	0.05未満	JIS K 0102-57.4	0.05	10
溶解性マンガン (S-Mn)	mg/L	0.01未満	JIS K 0102-56.4	0.01	10
全クロム (T-Cr)	mg/L	0.05未満	JIS K 0102-65.1.4	0.05	2
*大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	0	下水の水質の検定 方法に関する省令	-	3000
全窒素 (T-N)	mg/L	6.5	JIS K 0102-45.2	0.1	120 (60)
全リン (T-P)	mg/L	0.06未満	JIS K 0102-46.3.1	0.06	16 (8)

その他

基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準

※ 大腸菌群数は計量法第107条の対象外項目

( ) 内は日間平均値

# 計 量 証 明 書

整理番号	部数	page
KW-19 0772	01	2 / 3

令和 元年 7 月 17 日



計量証明事業所  
北海道知事登録第610号

株式会社 サンケー興業 殿

株式会社 環境リサーチ

〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条9丁目1番1号  
TEL (011) 837-8780 (代)

環境計量士 川 村 尚

計量士登録番号 第2145号

令和 元年 6 月 25 日 付 採取の試料について下記の通り証明します。

試料名 : 北広島最終処分場 処理水

分析項目	単位	分析結果	分析方法	備考	
				定量下限値	基準値
カドミウム (Cd)	mg/L	0.003未満	JIS K 0102-55.3	0.003	0.03
全シアン (CN)	mg/L	0.1未満	JIS K 0102-38.1.2 JIS K 0102-38.3	0.1	1
有機リン (O-P)	mg/L	0.1未満	昭和49年環境庁告示 第64号付表1	0.1	1
鉛 (Pb)	mg/L	0.001未満	JIS K 0102-54.3	0.001	0.1
六価クロム (Cr <sup>6+</sup> )	mg/L	0.04未満	JIS K 0102-65.2.1	0.04	0.5
砒素 (As)	mg/L	0.001未満	JIS K 0102-61.2	0.001	0.1
総水銀 (T-Hg)	mg/L	0.0005未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表1	0.0005	0.005
アルキル水銀 (R-Hg)	mg/L	0.0005未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表2	0.0005	検出されないこと
ホリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.0005未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表3	0.0005	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	JIS K 0125-5.1	0.001	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	JIS K 0125-5.1	0.001	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	JIS K 0125-5.1	0.002	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	JIS K 0125-5.1	0.0002	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	JIS K 0125-5.1	0.0004	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	JIS K 0125-5.1	0.002	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	JIS K 0125-5.1	0.004	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.01未満	JIS K 0125-5.1	0.01	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	JIS K 0125-5.1	0.0006	0.06

その他

基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準

# 計 量 証 明 書



整理番号	部数	page
KW-19 0772	01	3 / 3

令和 元年 7 月 17 日



計量証明事業所  
北海道知事登録第 6 1 0 号

株式会社 サンケー興業 殿

株式会社 環境リサーチ

〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条9丁目1番1号  
TEL (011) 837-8780 (代)

環境計量士 川 村 尚

計量士登録番号 第 2 1 4 5 号



令和 元年 6 月 2 5 日 付 採取の試料について下記の通り証明します。

試料名 : 北広島最終処分場 処理水

分析項目	単位	分析結果	分析方法	備考	
				定量下限値	基準値
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満	JIS K 0125-5.1	0.0002	0.02
チウラム	mg/L	0.0006未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表4	0.0006	0.06
シマジン	mg/L	0.0003未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表5(第1)	0.0003	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.002未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表5(第1)	0.002	0.2
ベンゼン	mg/L	0.001未満	JIS K 0125-5.1	0.001	0.1
セレン (Se)	mg/L	0.001未満	JIS K 0102-67.2	0.001	0.1
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	昭和46年環境庁告示 第59号付表7(第2)	0.005	0.5
ホウ素 (B)	mg/L	0.1	JIS K 0102-47.3	0.1	50
フッ素 (F)	mg/L	0.12	JIS K 0102-34.1	0.08	15
アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	6.4	JIS K 0102-43.1.1 JIS K 0102-43.2.3 JIS K 0102-42.2	0.5	200
以下余白					

その他  
基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準

株式会社 サンケー興業 殿

処理水 ダイオキシン類分析

報 告 書

株式会社 環境リサーチ



# 計 量 証 明 書

No. 19DMS00313-001 1/2

発行日 2019年7月25日

株式会社サンケー興業

御中 特定計量証明認定番号 N-0130-01

特定濃度の登録番号 神奈川県 第2号

JFEテクノロジー株式会社

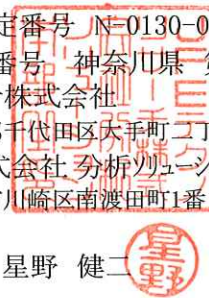
〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目7番1号

JFEテクノロジー株式会社 分析ソリューション本部

〒210-0855 川崎市川崎区南渡田町1番1号

TEL 044(322)6612

計量管理者 星野 健二



貴ご依頼による計量結果を下記の通り証明いたします。

ただし、本件は持ち込まれた試料について計量証明を行ったものです。

件名 株式会社サンケー興業 北広島最終処分場水質分析  
 試料採取場所 排水処理室  
 試料の種類 排水  
 計量を実施した期間 試料搬入日： 2019年6月27日 ,分析終了日： 2019年7月24日  
 試料採取者 株式会社環境リサーチ ( 田巻 利一 )  
 分析者 弊社 ( 平野 聖吉 )

## 計量結果および計量方法

計量の対象	単位	計量の結果	
		処理水	
ダイオキシン類濃度	実測濃度	pg/L	43
	毒性当量	pg-TEQ/L	0.0013
	-	-	-

### (計量の方法)

・JIS K 0312(2008) 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法

### (備考)

- ・「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年12月27日総理府令第67号)
- ・高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置による分析法
- ・ダイオキシン類はポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルを表す。
- ・毒性への換算係数はダイオキシン類対策特別措置法施行規則第三条別表第三掲げる係数を適用した。
- ・毒性当量の算出は定量下限未満のものは0(ゼロ)として各異性体の毒性当量を算出した。
- ・試料名及び採取日は、ご依頼者からの情報提供による。

・本件は 株式会社環境リサーチ からの受入試料について分析を行ったものです。

計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行かせた場合にあつては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

### 計量証明に係らない事項

毒性当量は計量法107条における計量証明対象外の項目であります

確認	照査

(様式 08X18-01)(1707)

分析結果

No. 19DMS00313-001 2/2

採取日: 2019年6月25日

	試料名	処理水				
	試料量	3.2 L				
	試料の種類: 排水	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等 価係数	毒性当量(TEQ) N.D.=0
	単位	pg/L	pg/L	pg/L	TEF	pg-TEQ/L
ポリ塩化ジオキシン	2,3,7,8-TeCDD	N.D.	0.9	0.3	×1	0
	1,2,3,7,8-PeCDD	N.D.	0.9	0.3	×1	0
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	N.D.	1.2	0.3	×0.1	0
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	N.D.	1.3	0.4	×0.1	0
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	N.D.	1.3	0.4	×0.1	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	N.D.	1.9	0.6	×0.01	0
	OCDD	( 0.6 )	2.0	0.6	×0.0003	0
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF	N.D.	1.0	0.3	×0.1	0
	1,2,3,7,8-PeCDF	N.D.	1.1	0.3	×0.03	0
	2,3,4,7,8-PeCDF	N.D.	1.2	0.4	×0.3	0
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	N.D.	1.1	0.3	×0.1	0
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	N.D.	1.4	0.4	×0.1	0
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	N.D.	1.2	0.4	×0.1	0
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	N.D.	1.6	0.5	×0.1	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	N.D.	2.0	0.6	×0.01	0
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	N.D.	1.8	0.5	×0.01	0
	OCDF	N.D.	2.0	0.6	×0.0003	0
ダイオキシン 同族体	TeCDDs	( 0.3 )	0.9	0.3	—	—
	PeCDDs	N.D.	0.9	0.3	—	—
	HxCDDs	N.D.	1.3	0.4	—	—
	HpCDDs	N.D.	1.9	0.6	—	—
	OCDD	( 0.6 )	2.0	0.6	—	—
	Total PCDDs	( 0.9 )	—	—	—	0
ジベンゾフラン 同族体	TeCDFs	N.D.	1.0	0.3	—	—
	PeCDFs	N.D.	1.2	0.4	—	—
	HxCDFs	N.D.	1.6	0.5	—	—
	HpCDFs	N.D.	2.0	0.6	—	—
	OCDF	N.D.	2.0	0.6	—	—
	Total PCDFs	N.D.	—	—	—	0
Total (PCDDs+PCDFs)		( 0.9 )	—	—	—	0
コプラナー ポリ塩化 ビフェニル	3,4,4',5'-TeCB (#81)	N.D.	1.2	0.4	×0.0003	0
	3,3',4,4'-TeCB (#77)	2.2	1.3	0.4	×0.0001	0.00022
	3,3',4,4',5'-PeCB (#126)	N.D.	1.2	0.4	×0.1	0
	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	N.D.	2.1	0.6	×0.03	0
	Non-ortho PCBs	2.2	—	—	—	0.00022
	2',3,4,4',5'-PeCB (#123)	N.D.	1.3	0.4	×0.00003	0
	2,3',4,4',5'-PeCB (#118)	24	1.3	0.4	×0.00003	0.00072
	2,3,3',4,4'-PeCB (#105)	11	1.3	0.4	×0.00003	0.00033
	2,3,4,4',5'-PeCB (#114)	( 0.9 )	1.3	0.4	×0.00003	0
	2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	( 1.0 )	1.6	0.5	×0.00003	0
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#156)	2.2	1.3	0.4	×0.00003	0.000066
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	( 0.7 )	1.5	0.5	×0.00003	0
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	N.D.	1.4	0.4	×0.00003	0
Mono-ortho PCBs	40	—	—	—	0.001116	
Total Coplanar PCBs	42	—	—	—	0.0013	
Total ダイオキシン類 + コプラナーPCB	43	—	—	—	0.0013	

[注1] 実測濃度が検出下限未満の場合は“N.D.”と表示

実測濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合は( )付の表示で示す。

[注2] 毒性当量: 定量下限値未満のものは0(ゼロ)として各異性体の毒性当量を算出した。

(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条)

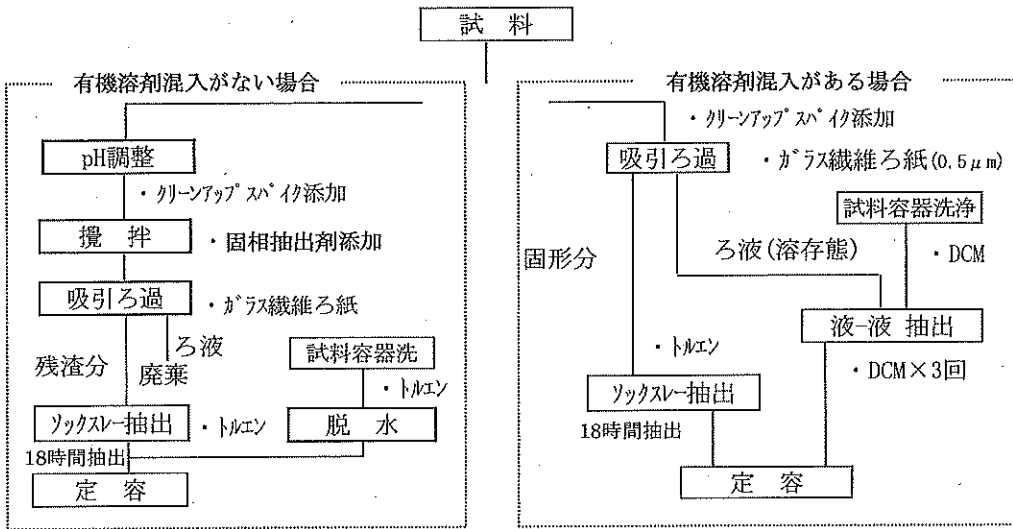
[注3] 毒性への換算係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第3の値を適用した。

(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条)

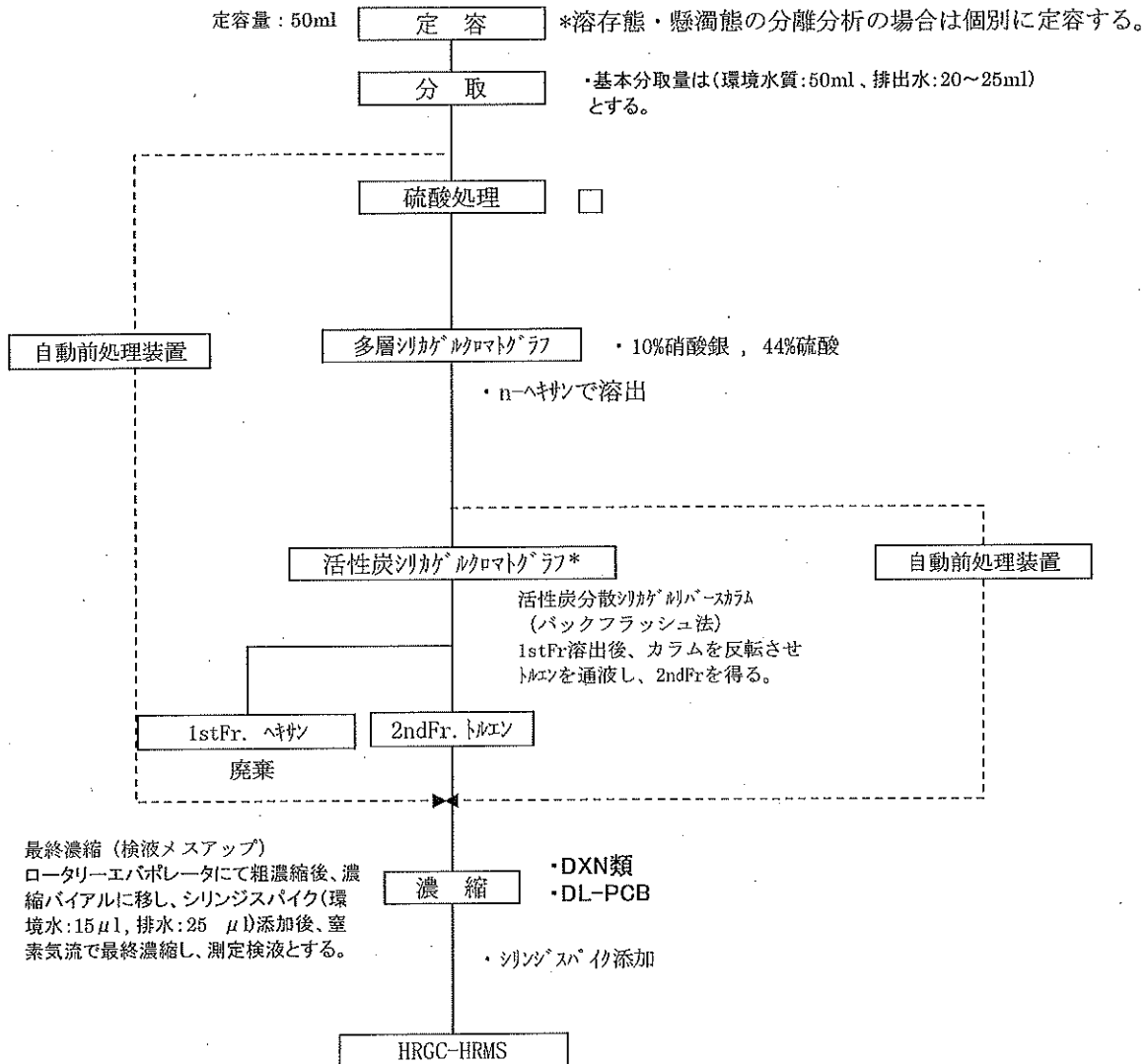


前処理方法

排水試料分析フローシート



(有機溶剤混入がある場合、ない場合共通)



(注) 粗抽出液分取以降の操作は、検液の汚染度(性状・着色等)を適宜判断し、操作方法を選択する。

表1 ダイオキシン類測定の設定質量数(モニターイオン)

	塩素置換体	M <sup>+</sup>	(M+2) <sup>+</sup>	(M+4) <sup>+</sup>
分析対象物質	TeCDDs	319.8965	321.8936	—
	PeCDDs	—	355.8546	357.8517
	HxCDDs	—	389.8156	391.8127
	HpCDD <sub>s</sub>	—	423.7767	425.7737
	OCDD	—	457.7377	459.7348
	TeCDFs	303.9016	305.8987	—
	PeCDFs	—	339.8597	341.8567
	HxCDFs	—	373.8207	375.8178
	HpCDFs	—	407.7818	409.7788
	OCDF	—	441.7428	443.7398
内標準物質	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -TeCDD	331.9368	333.9339	—
	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -PeCDD	—	367.8949	369.8919
	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -HxCDD	—	401.8559	403.8530
	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -HpCDD	—	435.8169	437.8140
	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -OCDD	—	469.7780	471.7750
	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -TeCDF	315.9419	317.9389	—
	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -PeCDF	—	351.9000	353.8970
	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -HxCDF	—	385.8610	387.8580
	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -HpCDF	—	419.8220	421.8191
	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -OCDF	—	453.7831	455.7801

表2 コプラナーPCB測定の設定質量数(モニターイオン)

	塩素置換体	M <sup>+</sup>	(M+2) <sup>+</sup>	(M+4) <sup>+</sup>
分析対象物質	TeCBs	289.9224	291.9195	—
	PeCBs	—	325.8805	327.8776
	HxCBs	—	359.8415	361.8385
	HpCBs	—	393.8025	395.7996
内標準物質	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -TeCB	301.9626	303.9597	—
	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -PeCB	—	337.9207	339.9178
	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -HxCB	—	371.8817	373.8788
	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -HpCB	—	405.8428	407.8398

表3 標準物質及び内標準物質

		標準物質	クリーンアップスパイク内標準物質
P C D D s	四塩素化物	1,3,6,8-TeCDD 2,3,7,8-TeCDD	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -1,3,6,8-TeCDD <sup>13</sup> C <sub>12</sub> -2,3,7,8-TeCDD
	五塩素化物	1,2,3,7,8-PeCDD	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -1,2,3,7,8-PeCDD
	六塩素化物	1,2,3,4,7,8-HxCDD	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -1,2,3,4,7,8-HxCDD
		1,2,3,6,7,8-HxCDD	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -1,2,3,6,7,8-HxCDD
		1,2,3,7,8,9-HxCDD	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -1,2,3,7,8,9-HxCDD
	七塩素化物	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -1,2,3,4,6,7,8-HpCDD
八塩素化物	1,2,3,4,6,7,8,9-OCDD	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -1,2,3,4,6,7,8,9-OCDD	
P C D F s	四塩素化物	1,3,6,8-TeCDF 1,2,8,9-TeCDF 2,3,7,8-TeCDF	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -2,3,7,8-TeCDF
	五塩素化物	1,2,3,7,8-PeCDF 2,3,4,7,8-PeCDF	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -1,2,3,7,8-PeCDF <sup>13</sup> C <sub>12</sub> -2,3,4,7,8-PeCDF
	六塩素化物	1,2,3,4,7,8-HxCDF	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -1,2,3,4,7,8-HxCDF
		1,2,3,6,7,8-HxCDF	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -1,2,3,6,7,8-HxCDF
		1,2,3,7,8,9-HxCDF	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -1,2,3,7,8,9-HxCDF
		2,3,4,6,7,8-HxCDF	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -2,3,4,6,7,8-HxCDF
七塩素化物	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF 1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -1,2,3,4,6,7,8-HpCDF <sup>13</sup> C <sub>12</sub> -1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	
八塩素化物	1,2,3,4,6,7,8,9-OCDF	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -1,2,3,4,6,7,8,9-OCDF	
コ プ ラ ナ ー P C B	四塩素化物	3,3',4,4'-TeCB (#77) 3,4,4',5-TeCB (#81)	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -3,3',4,4'-TeCB (#77) <sup>13</sup> C <sub>12</sub> -3,4,4',5-TeCB (#81)
	五塩素化物	3,3',4,4',5-PeCB (#126)	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -3,3',4,4',5-PeCB (#126)
		2',3,4,4',5-PeCB (#123)	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -2',3,4,4',5-PeCB (#123)
		2,3',4,4',5-PeCB (#118)	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -2,3',4,4',5-PeCB (#118)
		2,3,4,4',5-PeCB (#114)	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -2,3,4,4',5-PeCB (#114)
		2,3,3',4,4'-PeCB (#105)	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -2,3,3',4,4'-PeCB (#105)
	六塩素化物	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)
2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)		<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	
2,3,3',4,4',5-HxCB (#156)		<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -2,3,3',4,4',5-HxCB (#156)	
2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)		<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	
七塩素化物	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189) 2,2',3,4,4',5,5'-HpCB (#180) 2,2',3,3',4,4',5-HpCB (#170)	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189) <sup>13</sup> C <sub>12</sub> -2,2',3,4,4',5,5'-HpCB (#180) <sup>13</sup> C <sub>12</sub> -2,2',3,3',4,4',5-HpCB (#170)	
シリングスパイク	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -1,3,7,8-TeCDD <sup>13</sup> C <sub>12</sub> -1,2,4,7,8-PeCDD <sup>13</sup> C <sub>12</sub> -1,2,3,4,6,8-HxCDD <sup>13</sup> C <sub>12</sub> -1,2,3,4,6,7,9-HpCDD <sup>13</sup> C <sub>12</sub> -2,3',4',5-TeCB (#70)		
サンプリングスパイク*	<sup>13</sup> C <sub>12</sub> -1,2,3,4-TeCDD		

\*サンプリングスパイクは、試料媒体により添加しないものがある。

購入先 :Wellington Laboratories (関東化学株式会社)

